

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **青梅市** (都道府県: **東京都**)  
 本事業の担当部局名 **地域経済部シティプロモーション課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)		
個別事業名	令和5年度青梅市結婚新生活スタートアップ応援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度 令和4 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	13,800,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> 平成26(2014)年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」にもとづき、本市では平成27(2015)年に青梅市人口ビジョンおよび第1期青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2(2020)年に第2期)をそれぞれ策定し、少子高齢化の抑制に取り組んできました。しかし、婚姻率は減少しており、未婚率も全国平均より高いのが現状で、対策を講じる必要がある。 本市が行った「若年世代の進学・就職・結婚・出産・子育てに関する意識調査」では、20~34歳の男女ともに結婚したいという希望が高い(8割以上)一方で、結婚に対する考え方で「最適な相手にまだ巡り会えていない」が最も多く、続いて「結婚資金、結婚後の生活資金が足りない」ことが選択(3割)されていた。 <本個別事業の位置付け> 上記の実情と課題に応じるため、①市内の団体等による結婚支援事業に対して補助を行い(本市独自事業)、「最適な相手にまだ巡り会えていない」という市民の支援をしつつ、②結婚新生活支援事業により「結婚に伴う経済的負担の軽減」につなげ、市民の「結婚したいという希望」の実現を後押しする。 (本個別事業における現状と課題) (課題への対応)		

個別事業の内容 ※(注)3	<b>1. 概要</b>							
	<b>【補助対象要件】</b>							
	・所得要件	<input type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 夫婦の合計所得が500万円未満 ただし、R5.3.1~R5.3.31に結婚した夫婦は400万円未満			
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	<b>【補助上限額】</b>							
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 夫婦ともに市外転入者は60万円、夫婦の一方が市外転入者は40万円、それ以外は20万円(R5.3.1~R5.3.31に結婚した夫婦は除く)			
	39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合 夫婦ともに市外転入者は30万円、夫婦の一方が市外転入者は20万円、それ以外は10万円			
	<b>【対象費目】</b>							
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
	<b>【その他独自要件】</b>							
①夫婦のいずれにも市税の滞納実績がないこと。②生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助および住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。③本市に5年以上定住する意思があること。								
<b>2. 申請見込</b>								
①新規世帯見込		上記のうち	32	世帯				
			ともに29歳以下	20	世帯	左記以外	12	世帯
<b>【積算根拠】</b>								
①令和4年度実績見込み20世帯を1.6倍にした32世帯が令和5年度の申請見込数 ②1.6倍は本市の400万円未満夫婦世帯と500万円未満夫婦世帯の世帯数を比較して算出 ③「ともに29歳以下」の夫婦の令和4年度実績割合は約6割なので申請見込世帯32世帯のうち20世帯が「ともに29歳以下」とした ※金額積算については別紙のとおり								
<b>【令和4年度申請状況】</b>								
(令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月)								
申請 見込 世帯数 20 世帯								
②継続補助見込		継続補助実施の有無	有					
見込世帯数		5		世帯				
対象経費支出予定額		1,300,000		円				

### 3. 広報の実施予定

チラシやポスター等を作成し、市内公共施設、東京都の施設や市内不動産業者での掲示や配布を行い、SNSを利用して適宜チラシ等を投稿して周知を図る。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	市の結婚支援事業をきっかけとする婚姻件数	件	20 (令和5年)	9 (令和4年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.08 (令和3年)	
	婚姻件数	件	363 (令和3年)	
	婚姻率		2.77 (令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	57	-
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60	-
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	70	-
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	東京都の公共施設等でチラシ・ポスターの掲示を行うとともに、新宿駅西口のデジタルサイネージで広報を行う。また、都HPでの広報も行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産業者等に対して、チラシ配架やポスター掲示等について協力いただくことで、幅広く情報を提供する。			